日本基督教団 関東教区 諸教会・伝道所 御中

日本基督教団関東教区総会議長福島純雄教会互助委員会 委員長熊江秀一

関東教区教会互助 教師謝儀互助について

主の御名を賛美いたします。

日々、主の宣教の業にお励みのことと存じます。さて、関東教区教会互助「教師謝儀互助」の 2020年度分申請について、下記の通りご案内申し上げます。

- 1. 新規・継続に関わらず、新年度の関東教区教会互助申請の締め切りは、1月31日です。 1月31日以降の提出は、受け付けられませんので早めにご準備下さい。 ※互助を必要とする人事を行う時、役員会に招聘の候補者があげられ、協議に入った 時点において、常置委員会に同意を得るものとする。(関東教区互助施行細則第8条)
- 2. 申請に要する書類は、以下の通りとなります。
 - ① 関東教区教会互助「教師謝儀互助」申請書(A4版)
 - ※ 必ず地区委員長・地区長の決済後、締切日前までに教区事務所へお送り下さい。 尚、申請用紙は教区 HP の資料集「関東教区各種申請書」からダウンロードするか、 CD-ROM「関東教区ハンドブック申請書一覧」よりコピーしてお用い下さい。
 - ② 本年度の「教会総会資料」
 - ③ 教区教会互助申請を議決した役員会議事録の写し
 - ④ 当年度4月期~12月期までの会計収支報告書(累計)
 - ⑤ その他必要書類として、教師・配偶者の年金通知票や源泉徴収票、または確定申告済み の書類等、収入の全実態が把握できる書類のコピー
- 3. 関東教区教会互助の基準額と互助可能額の計算方法は、下記の通りとなります。

【 基準額 = A.基本給 $\times 16+$ (B.配偶者手当+C.扶養手当) $\times 12$ 】

A. 基 本 給

190,000円

B. 配偶者手当

20,000円

C. 扶養 手 当

10,000円(配偶者を除く一人につき)

※年収103万円以上の配偶者・扶養家族は、基準額の算定に含まれません。

①. 関東教区教会互助可能額の計算方式

互助可能額=基準額 - (教会からの謝儀+教師の年金・アルバイト・他からの収入等+ 配偶者の年金等の収入から 103 万円を越えた額の半額)

- ※ 配偶者の年金等の収入が103万円未満の場合は、「0」とする。
- ※ 2020 年度から、従来の**教育手当は奨学金会計より充当**することとなりました。2.① 同様にダウンロードまたはコピーして別途「奨学金申請書」をご提出ください。
- ② 教区の宣教方策上、配慮を要する伝道地については、別途に考慮します。
- 4. 関東教区教会互助額の決定と執行について
 - ① 2月開催の教会互助特別委員会において、申請書類に基づき原案を作成し、常置委員会での審議を経てこれを内定額とします。申請された教会には内定額をお知らせ致します。
 - ② 5月の関東教区総会において議場に提案し、可決後に正式執行されます。
 - ③ 4月・5月分の互助額は、内定額の16分の1の70%とし、関東教区総会後に調整額を6月分に加えて送金いたします。